

○国立大学法人埼玉大学開放授業規則

〔平成18年7月13日〕
規則第 130号
改正 平成24. 9.25 24規則34

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉大学（以下「本学」という。）が行う開放授業の実施に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 開放授業は、生涯学習に対する社会的要請にこたえるという観点から、本学が開講する正規の授業を開放し、生涯学習の機会を広く地域住民に提供するとともに、本学と地域社会との連携を深めることを目的とする。

(実施形態)

第3条 開放授業は、本学が教育上の目的を達成するため体系的に編成した教育課程を構成する授業科目を公開して実施する。

(受講生及び受講資格)

第4条 開放授業の受講生は、埼玉大学開放授業受講生募集要項により受講を登録した者とする。

2 開放授業の受講資格は、高等学校卒業又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

(開放授業科目等)

第5条 開放授業の対象となる授業科目は、その授業科目の担当教員及び非常勤講師の承諾を得て決める。

2 本学が開講する授業科目のうち、本学学生に対する教育上の目的を達成する必要性から、開放することがふさわしくないとみなされるものは、開放授業の対象としない。

3 開放授業の受講生には、単位の認定は行わない。

(受講料等)

第6条 開放授業の受講料は、国立大学法人埼玉大学公開講座規則第7条に定める講習料の額を準用する。

2 既納の受講料は、原則として還付しない。

(受講生の義務)

第7条 開放授業の受講生は、受講にあたり本学が行う教育及び研究に支障を生じさせないように努めるとともに、本学関係者の指示に従わなければならない。

(受講の停止)

第8条 開放授業の受講生が、第7条に規定する義務に違反し、本学の秩序を乱し、

又は受講生としてふさわしくない言動等があった場合は、その者の受講を停止させることができる。

2 前項による受講の停止の場合であっても、既納の受講料は還付しない。

(損害賠償)

第9条 開放授業の受講生は、故意又は過失により本学の施設、設備等を破損、滅失又は汚損したときは、速やかに届け出るとともに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(開放授業の実施企画等)

第10条 開放授業の実施計画の企画立案は、教育機構教育企画室が行う。

(事務)

第11条 開放授業に関する事務は、学務部教育企画課において処理する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、開放授業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24. 9. 25 24規則34)

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。